

# 米国への調査出張の概要について

## 1 調査の概要について

- ワシントンDCを含む複数都市の連邦裁判所・州裁判所等を訪問。
- 陪審員選任手続の実情及び運用上の工夫について調査を実施。

## 2 陪審員選任手続の実情について

### 類似点

- 陪審員の職務が任期制でなく、個別の事件限りである。

### 相違点

- 米国では、通常、呼出状には選任手続期日しか記載されず、審理期間の長短が選任手続への参加可能性・参加意欲の有無に結びつかない（我が国では、呼出状に審理期間を明記。）。
- 米国では、仕事の予定等の一時的な参加障害事由は、延期制度（候補者の希望に基づいて、出席する選任手続期日を変更する制度）で対処している。

## 3 運用上の工夫について

米国の多くの裁判所も、出席率が低いなどの問題を抱えており、より多くの国民の参加を得るための運用上の工夫が必要との認識。

### (1) 質問書の未返送者に対する督促状の送付や、選任手続期日への欠席者に対する再度の呼出状の送付

- 米国において最も有効かつ効率的であると考えられている運用上の工夫であり、これを行っている裁判所は、行っていない裁判所と比較して有意に出席率が高い。
- 米国においては、選任手続期日に出席しなかった者が述べる理由としては、制度に反感をもっているといったものは多くなく、①期日を忘れてしまっていたこと、②仕事・家庭等の予定、③貧困等の経済的な理由、④手続に対する知識不足、⑤呼出状を受け取っていないことといったものが多いことが背景にある。
- 同様の趣旨から、選任手続期日直前の時期に、手紙を郵送するなどの方法で期日のリマインドを行う裁判所もある。

### (2) 裁判官が学校等に赴いて行う広報活動

- 国民一般に対し、裁判官が地域の会社や学校に赴き、陪審制度の重要性等について説明したり、日頃の制度への協力に感謝したりするなどの広報活動を行う例がある。

### (3) 欠席者に対する理由開示手続の実施

- 一部の裁判所では、選任手続期日を欠席した候補者を呼び出して出席しなかった理由を聴取し、別の期日への出席を確約させたり、場合によっては罰金を科したりする手続を実施している。
- ただし、このような手続については、①費用対効果が低い、②陪審制度に対して反感をもたれる可能性があるなど、消極的な意見も多い。